

## ○ 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を公表します～がんなどの疾病を抱える方々の治療と職業生活の両立を支援する企業に向けて～

(平成28年2月23日)

厚生労働省は、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を公表した。

このガイドラインは、事業場が、がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活が両立できるようにするため、事業場における取組などをまとめたものである。

ガイドラインでは、職場における意識啓発のための研修や治療と職業生活を両立しやすい休暇制度・勤務制度の導入などの環境整備、治療と職業生活の両立支援の進め方に加え、特に「がん」について留意すべき事項をとりまとめている。

厚生労働省は、今後、このガイドラインの普及や企業に対する各種支援によって、疾病を抱える方々が治療と職業生活が両立できるような環境整備に取り組んでいく。

なお、3月10日に東京で、このガイドラインを解説するセミナーを開催した。

(詳細は別紙3参照)

### 【ガイドラインのポイント】

<治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備>

- 労働者や管理職に対する研修などによる意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談

窓口を明確化

○時間単位の休暇制度、時差出勤制度などを検討・導入

○主治医に対して業務内容などを提供するための様式や、主治医から就業上の措置などに関する意見を求めるための様式を整備

<治療と職業生活の両立支援の進め方>

○労働者が事業者へ支援を求める申出（主治医による配慮事項などに関する意見書を提出）

○事業者が必要な措置や配慮について産業医などから意見を聴取

○事業者が就業上の措置などを決定・実施（「両立支援プラン」の作成が望ましい）

<がんに関する留意事項>

○治療の長期化や予期せぬ副作用による影響に応じた対応の必要性

○がんの診断を受けた労働者のメンタルヘルス面へ配慮

以下、厚生労働省ホームページ参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000113365.html>

別紙1 ガイドライン概要

別紙2 「がんに関する留意事項」の概要

別紙3 ガイドラインの普及と企業支援の取組（今後の予定）

別紙4 ガイドライン本文

## ○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

(平成28年2月24日政令第50号)

内閣は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条第1項、第57条の2第1項及び第113条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「物（）」の下に「アルミニウム、」を加える。

別表第9第11号の次に次の二号を加える。

11の2 亜硝酸イソブチル

11の3 アセチルアセトン

別表第9第37号を次のように改める。

37 アルミニウム及びその水溶性塩

別表第9第72号の次に次の一号を加える。

72の2 エチレン

別表第9第79号の次に次の一号を加える。

79の2 エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート

別表第9第148号の次に次の一号を加える。

148の2 クロロ酢酸

別表第9第162号の次に次の一号を加える。

162の2 O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O' O"-ジエチル=ホスホロチオアート

別表第9第197号の次に次の一号を加える。

197の2 3弗化アルミニウム

別表第9第224号の次に次の二号を加える。

224の2 N・N-ジエチルヒドロキシルアミン

224の3 ジエチレングリコールモノブチル

エーテル

別表第9第241号の次に次の一号を加える。

241の2 ジクロロ酢酸

別表第9第292号の次に次の一号を加える。

292の2 ジメチル=2・2・2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート（別名DEP）

別表第9第320号の次に次の一号を加える。

320の2 水素化ビス（2-メトキシエトキシ）アルミニウムナトリウム

別表第9第367号の次に次の一号を加える。

367の2 テトラヒドロメチル無水フタル酸

別表第9第464号の次に次の一号を加える。

464の2 N-ビニル-2-ピロリドン

別表第9第488号の次に次の一号を加える。

488の2 ブテン

別表第9第492号の次に次の一号を加える。

492の2 プロピオンアルデヒド

別表第9第497号の次に次の一号を加える。

497の2 プロペン

別表第9第503号の次に次の一号を加える。

503の2 1-ブromoプロパン

別表第9第504号の次に次の一号を加える。

504の2 3-ブromo-1-プロペン（別名臭化アリル）

別表第9第516号の次に次の二号を加える。

516の2 ヘキサフルオロアルミン酸3ナトリウム

516の3 ヘキサフルオロプロペン

別表第9第530号を次のように改める。

530 ペルフルオロオクタ酸及びそのアンモニウム塩

別表第9第582号の次に次の二号を加える。

582の2 メチルナフタレン

582の3 2-メチル-5-ニトロアニリン

別表第9第588号の次に次の一号を加える。

588の2 N-メチル-2-ピロリドン

別表第9第605号及び第606号を次のように改める。

605 削除

606 沃素及びその化合物

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成29年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の労働安全衛生法施行令第18条第1号及び第2号に掲げる物（この政令による改正前の労働安全衛生法施行令第18条第1号及び第2号に掲げる物に該当するものを除く。）であって、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成29年8月31日までの間は、労働安全衛生法第57条第1項の規定は、適用しない。

## 理由

譲渡し、又は提供する者がその名称等を表示する等の措置を講ずべき危険物及び有害物を追加する必要があるからである。

※新旧対照表は、厚生労働省ホームページ参照

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H160224K0021.pdf>

(このアドレスは新着情報のため、一定期間経過すると見ることができなくなります。その場合は「法令等データベースサービス」で検索してください。)

## ○ 労働安全衛生規則の一部を改正する省令

(平成28年2月24日厚生労働省令第24号)

労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第18条第2号及び第18条の2第2号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)の一部を次のように改正する。

**別表第2** アジポニトリルの項の次に次のように加える。

亜硝酸イソブチル	1%未満	0.1%未満
アセチルアセトン	1%未満	1%未満

**別表第2** アルファ-メチルスチレンの項の次に次のように加える。

アルミニウム	1%未満	1%未満
--------	------	------

**別表第2** N-エチルモルホリンの項の次に次のように加える。

エチレン	1%未満	1%未満
------	------	------

**別表第2** エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)の項の次に次のように加える。

エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	1%未満	0.1%未満
-------------------------	------	--------

**別表第2** 4-クロロ-オルト-フェニレンジアミンの項の次に次のように加える。

クロロ酢酸	1%未満	1%未満
-------	------	------

**別表第2** 4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩の項の次に次のように加える。

O-3-クロロ-4-メチル-2-オキシ-2H-クロメン-7-イル=O'-O"-ジエチル=ホスホロチオアート	1%未満	1%未満
-------------------------------------------------------	------	------

**別表第2** 3臭化ほう素の項の次に次のよう

に加える。

3弗化アルミニウム	1%未満	0.1%未満
-----------	------	--------

**別表第2** 1,2-ジエチルヒドラジンの項の次に次のように加える。

N・N-ジエチルヒドロキシルアミン	1%未満	1%未満
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	1%未満	1%未満

**別表第2** ジクロロエチレンの項の次に次のように加える。

ジクロロ酢酸	1%未満	0.1%未満
--------	------	--------

**別表第2** ジメチルジスルフィドの項の次に次のように加える。

ジメチル=2・2・2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名DEP)	1%未満	0.1%未満
------------------------------------------	------	--------

**別表第2** 水酸化リチウムの項の次に次のように加える。

水素化ビス(2-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム	1%未満	1%未満
------------------------------	------	------

**別表第2** テトラヒドロフランの項の次に次のように加える。

テトラヒドロメチル無水フタル酸	1%未満	0.1%未満
-----------------	------	--------

**別表第2** ビニルトルエンの項の次に次のように加える。

N-ビニル-2-ピロリドン	1%未満	0.1%未満
---------------	------	--------

**別表第2** 2-ブテナールの項の次に次のように加える。

ブテン	1%未満	1%未満
-----	------	------

**別表第2** 1,3-プロパンスルトンの項の次に

次のように加える。

プロピオンアルデヒド	1%未満	1%未満
------------	------	------

**別表第2** 2-プロピン-1-オールの項の次に次のように加える。

プロペン	1%未満	1%未満
------	------	------

**別表第2** プロモトリフルオロメタンの項の次に次のように加える。

1-プロモプロパン	1%未満	0.1%未満
-----------	------	--------

**別表第2** 2-プロモプロパンの項の次に次のように加える。

3-プロモ-1-プロペン (別名臭化アリル)	1%未満	1%未満
---------------------------	------	------

**別表第2** ヘキサフルオロアセトンの項の次に次のように加える。

ヘキサフルオロアルミン酸3ナトリウム	1%未満	1%未満
ヘキサフルオロプロペン	1%未満	1%未満

**別表第2** ペルオキシ2硫酸ナトリウムの項の次に次のように加える。

ペルフルオロオクタ酸	0.3%未満	0.1%未満
------------	--------	--------

**別表第2** 2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリンの項の次に次のように加える。

メチルナフタレン	1%未満	1%未満
2-メチル-5-ニトロアニリン	1%未満	0.1%未満

**別表第2** メチルビニルケトンの項の次に次のように加える。

N-メチル-2-ピロリドン	1%未満	0.1%未満
---------------	------	--------

**別表第2** 沃化メチルの項を次のように改める。

沃化物	1%未満	1%未満
-----	------	------

#### 附 則

この省令は、平成29年3月1日から施行する。

※新旧対照表は、厚生労働省ホームページ参照  
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H160224K0031.pdf>

(このアドレスは新着情報のため、一定期間経過すると見ることができなくなります。その場合は「法令等データベースサービス」で検索してください。)

## ○ 福井県の事業場における膀胱がん発症に係る調査状況等について

(平成28年3月18日)

福井県の事業場で、オルトートルイジンをはじめとした芳香族アミンを取り扱う作業に従事していた複数名の労働者が膀胱がんを発症した事案を踏まえ、厚生労働省では、原因の究明のため、労働局・労働基準監督署において断続的に立入調査を実施し、膀胱がんとの関連があるとされているオルトートルイジンを中心として、過去も含めた作業実態の把握等を行ってきた。

また、独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「安衛研」という。)による専門的な調査を昨年12月16日(予備的な現地調査)及び本年1月20日～21日(本格的な現地調査)に実施し、オルトートルイジン等のばく露状況の把握等を行った。

今般、これまでの調査状況等について、安衛

研より報告があり、厚生労働省として別添のとおり暫定的な取りまとめを行ったのでお知らせする。

なお、オルトートルイジンについて先行して調査を進めてきたが、その他の芳香族アミンについても安衛研において引き続き調査を継続する予定である。

#### 別添

##### 福井県の事業場における膀胱がん発症に係る調査状況等について

独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「安衛研」という。)より別紙のとおり報告があり、暫定的に取りまとめた内容は以下のとおり。

## 1. 調査の概要

### (1) 事業場の概要について

#### ① オルトートルイジン等の取扱作業

福井県の事業場においては、液体のオルトートルイジン等芳香族アミンを原料として、有機溶剤を溶媒として使用、他の化学物質と反応させることにより染料の中間体（粉状の固体の製品、以下「粉体」という）を製造している。製造工程は、原料を反応させ生成物を作る工程（以下「反応工程」という。）と生成物を乾燥させて製品粉体にする工程（製品粉体を袋詰めする作業も含む、以下「乾燥工程」という。）に大別される。各工程の設備は自動化・密閉されており、労働者の手により行う作業が数多く存在する。（4頁を参照。）

#### ② 膀胱がんを発症した労働者及び退職者

当該事業場の労働者は原料及び工程ごとに専属で配置されており、膀胱がんを発症した労働者5名及び退職者1名は、オルトートルイジンの反応工程又は乾燥工程に従事した経歴を有している。なお、現職労働者が就労を開始した時期は平成2年から平成9年の間であり、退職者の就労歴は平成7年から15年までである。

### (2) 調査状況の概要について

当該事業場において、昨年末以来停止させたオルトートルイジンの反応工程及び乾燥工程を労働者に保護具等を着用させた上で3日間稼働させ、4日目に通常通りの作業を行わせながら、オルトートルイジンの作業環境測定（化学物質の気中濃度を事業場内の定点で測定するもの）及び個人ばく露測定（化学物質の気中濃度を作業者呼吸域で測定するもの）、作業者の尿検査、その他、各工程における溶媒や生成物、製品粉体等のオルトートルイジン含有量の測定などを実施した。また、当該事業場関係者からの聴取や労働局・労働基準監督署の調査の結果から、現在及び過去におけるオルトートルイジンの取扱作業の実態の把握を行った。これまでの調査状況については以下とおりある。

#### ① 今回調査時におけるオルトートルイジン

#### のばく露状況

ガス状のオルトートルイジンにばく露する可能性がある作業について作業環境測定及び個人ばく露測定を行った結果、全ての測定において日本産業衛生学会による許容濃度（1ppm）を超えるオルトートルイジンは検出されなかった。

一方で、今回調査当日の作業就業前後で尿検査を行い、作業者の尿中オルトートルイジンの増加量を測定した結果、特定の作業者に高い値が検出された。そのうち、乾燥工程に従事する特定の作業者に特に高い値が検出された。

このことから、当該事業場におけるオルトートルイジンの取扱作業に従事したことにより、オルトートルイジンの生体へ取り込みがあったことが明らかである。

#### ② 今回調査時におけるオルトートルイジンのばく露経路の考察

##### ア 経気道ばく露（空気中から吸い込むことによるばく露）

今回調査時においては、測定されたオルトートルイジンの気中濃度は十分低く、さらに、作業者は十分な性能の呼吸用保護具を着用していたことから、経気道ばく露によるオルトートルイジンの生体への取り込みがあった可能性は低い。

従って、特定の作業場でオルトートルイジンの経気道以外ばく露路が存在する可能性が考えられる。

##### イ 経皮ばく露（皮膚から吸収することによるばく露）

蒸留して再利用している有機溶剤（以下「蒸留有機溶剤」という。）や生成物、製品粉体にオルトートルイジンの含有が確認された。また、作業者は、蒸留有機溶剤で洗うことによりオルトートルイジンに汚染されたゴム手袋を着用して作業していたことや、製品粉体の乾燥状況の確認作業を保護手袋の着用なく行っていたことなど、経皮ばく露防止対策が不十分な実態が判明しており、これらの経皮ばく露によるオルトートルイジンの生体への取り込みがあったことが推察さ

れる。

#### ウ 製品粉体のばく露

製品粉体中に残留する未反応オルトートルイジンの経皮ばく露もしくは経口・経気道ばく露による生体への取り込み、又は、製品粉体の経口・経気道ばく露により体内で分解生成したオルトートルイジンへの生体への取り込みについても可能性としては存在するが、今回調査時においては、製品粉体を取り扱う作業者は十分な性能の保護衣及び呼吸用保護具を着用していたことから、製品粉体のばく露によるオルトートルイジンの生体への取り込みがあった可能性は低い。

### ③ 過去の作業実態及びばく露状況考察

#### ア 経気道ばく露

当該事業場の過去有機溶剤に係る尿中代謝物の検査結果から、過去における有機溶剤のばく露は今回調査時より高いことが推察される。また、当該事業場関係者からの聴取等により、同時期における呼吸用保護具の不適切な着用の実態も把握されており、過去においては、経気道ばく露によるオルトートルイジンの生体への取り込みがあったことが推察される。

#### イ 経皮ばく露

当該事業場の過去の有機溶剤に係る尿中代謝物の検査結果及び関係者からの聴取等により、ろ過槽内の生成物を蒸留有機溶剤で洗浄する作業や生成物を乾燥機に投入する作業で、飛沫等が皮膚に付着していた実態が把握されていること、また、保護衣や保護具の不適切な着用の実態や誤った保管方法から、過去においても、経皮ばく露によるオルトートルイジンの生体への取り込みがあったことが推察される。

#### ウ 製品粉体のばく露

当該事業場関係者からの聴取等により、過去においては、製品粉体の高濃度ばく露の実態や適切な保護衣等が着用されていなかった状況が把握されており、製品粉体のばく露によるオルトートルイジンの生体への取り込みについても可能

性として存在する。これに関しては、更なる試験研究が必要である。

## 2. 今後の対応

これまでの調査状況を踏まえ、厚生労働省としては今後、以下について対応することとしている。

### (1) 福井県の事業場に対する調査及び指導の実施

現在のばく露経路を確定するため、安衛研による調査を引き続き実施する。またこれまでの調査結果から、現在の設備及び作業形態においては、オルトートルイジンのばく露経路が存在しており、特に経皮ばく露の防止対策は不十分であることが明らかとなっていることから、製品の生産工程密閉化を基本としたオルトートルイジンのばく露防止対策の改善について指導を行う。これに関しては、安衛研の調査班から専門家を派遣し、労働者も含めた当該事業場関係者からの聴取等を行うとともに、併せて、今回の調査結果を踏まえた労働者教育の支援を行う。

また、当該事業場については引き続き労働者及び退職者に対して適切に健康診断及びその事後措置が行われるよう、継続して指導を行う。

### (2) 全国のオルトートルイジンの取扱事業場等に対する指導の実施

既に把握しているオルトートルイジンを現在取り扱っている事業場に対し、特に経皮ばく露について注意喚起を行うとともに、適正なばく露防止対策について指導を行う。

また、製品粉体のばく露によるオルトートルイジンの生体への取り込みについても可能性が指摘されていることから、製品粉体を取り扱っている事業場に対し、予防的観点からの注意喚起を行う。

### (3) オルトートルイジン等による膀胱がんの発症に関する調査研究の実施

職域におけるオルトートルイジン等の取扱による膀胱がんの発症について、さらなる原因究明や適切なリスク管理、健康管理対策

のため、尿中オルト-トルイジンの測定など経皮吸収がある物質の経皮ばく露に関する評価方法に係る研究などを含め、幅広い調査研究を行う。

#### (4) 規制の在り方の検討

一般の調査結果について、学識経験者、使用労働組合等からなる「化学物質のリスク評価に係る企画検討会」に対して報告を行い、職域におけるオルト-トルイジンの取扱いによる労働者の健康障害の防止のための規制の在り方についての検討を行う。

以下、厚生労働省ホームページ参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000116722.html>

#### (参考)

- ・福井県の事業場におけるオルト-トルイジンの主な取扱作業

#### (別紙)

- ・福井県の事業場における膀胱がん発症に係る調査状況について
- ・福井県の事業場における $\alpha$ -トルイジン等の測定結果
- ・福井県の事業場における有機溶剤の尿中代謝物検査結果
- ・製品粉体の分解について

#### 《関連》

- ・芳香族アミンの取扱事業場に関する調査結果等について～第二報(平成28年3月2日時点)～(平成28年3月4日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000114323.html>

### ○ 労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件

(平成28年3月25日厚生労働省告示第86号)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条の3第1項に規定する新規化学物質について同項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称を次のとおり公表する。

※ 以下、厚生労働省ホームページ参照

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H160325K0070.pdf>

(このアドレスは新着情報のため、一定期間経過すると見ることができなくなります。その場合は「法令等データベースサービス」で検索してください。)

### ○ 平成27年度リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

(平成28年3月30日基安発0330第36号、都道府県労働局長宛、厚生労働省労働基準局安全衛生部長)

「化学物質のリスク評価検討会」において、平成27年度リスク評価対象物質である、アクリル酸メチル、アセトニトリル及びイプシロン-カプロラクタムの3物質について初期リスク評価を行い、その報告書が取りまとめられたところである。

ついては、この報告書の内容を踏まえ、下記

のとおり、関係事業者等に対し指導されたい。

併せて、別添1により別紙の関係事業者団体等の長に対して傘下会員事業者への周知を要請しているのぞ知されたい。

なお、上記の検討会報告書の概要及び今後の対応を別添2として添付しているが、報告書全文(本文及び別冊)は厚生労働省のウェブサイ

ト (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114676.html>) (化学物質のリスク評価検討会(第2回))に掲載しているので、併せて了知されたい。

#### 記

### 1 初期リスク評価を行った物質について

#### (1) 高いリスクが認められたため、詳細リスク評価が必要とされた物質について

アクリル酸メチル及びアセトニトリルについては、リスク評価の結果、一部の事業場の作業工程においてリスクが高いことが確認されたため、今後、引き続き詳細リスク評価のためのばく露実態調査を行い、その結果によりリスクの高い作業工程を明らかにするとともに、当該作業工程に係るリスク低減措置について検討することとしていること。

#### (2) リスクは低いものの引き続き適切な管理を行うべき物質について

イブシロン-カプロラクタムについては、初期リスク評価の結果、事業場において一般的に適切な管理がなされている場合、リスクは低いことが確認されたため、詳細リスク評価を行わないこととしたこと。

### 2 今回の初期リスク評価を行った物質に係る留意事項について

今回の初期リスク評価を行った3物質は神経毒性を有する等、有害性の高い物質であることから、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号、以下「法」という。)第28条の2第1項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第576条、第

577条、第593条及び第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、また、平成28年6月1日以降は、労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)による改正後の法第57条の3等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むよう、関係事業者等に対し指導の徹底を図ること。その際、有害物ばく露作業報告のデータを適宜活用すること。

**別添1**：別紙 関係団体の長宛(平成28年3月30日基安発0330第37号)

**別添2**：化学物質のリスク評価検討会報告書(平成27年度第2回)の概要及び今後の対応

**別紙1**：リスク評価対象物質(3物質)に関する情報

**別紙2**：化学物質のリスク評価検討会参集者名簿及び開催経緯

※厚生労働省ホームページ参照

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T160406K0010.pdf>

(このアドレスは新着情報のため、一定期間経過すると見ることができなくなります。その場合は「法令等データベースサービス」で検索してください。)

#### 《関連》

・「化学物質のリスク評価検討会報告書(平成27年度第2回)を公表します～アクリル酸メチルなどについて、今後詳細なリスク評価を実施～(平成28年3月24日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000114679.html>

## ○ 労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の一部を次のように改正する件

(平成28年3月31日厚生労働省告示第125号)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第28条第3項の規定に基づき、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質(平成3年労働省告示第57号)の一部

を次のように改正する。

「アントラセン」を「アントラセンエチルベンゼン」に、「スチレン」を「スチレン4ターシャリ-ブチルカテコール多層カーボンナノチュー



ブ（がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。）に、「1-プロモブタン」を「1-プロモブタンメタクリル酸2・3-エポキシプロピル」に改める。

※新旧対照表は、厚生労働省ホームページ参照

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/HI60331K0040.pdf>

（このアドレスは新着情報のため、一定期間経過すると見ることができなくなります。その場合は「法令等データベースサービス」で検索してください。）

## ○ 「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」について

（平成28年3月31日基発0331第26号、都道府県労働局長宛、厚生労働省労働基準局長）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号、以下「法」という。）第28条第3項に基づき、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針（労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（平成24年10月10日付け健康障害を防止するための指針公示第23号）、以下「がん原性指針」という。）を公表している。

平成3年に四塩化炭素による健康障害を防止するための指針（平成3年8月26日付け健康障害を防止するための指針公示第1号）を公示して以来、対象物質ごとにそれぞれ健康障害を防止するための指針を公示してきたが、平成23年に塩化アリル等8物質を新たに健康障害を防止するための指針の対象とするに当たり、それまでに公示してきた健康障害を防止するための指針を統合し、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（平成23年10月28日付け健康障害を防止するための指針公示第22号）として公示し、平成24年に労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針としてすべて改正したものである。

また、がん原性指針は、従来国の試験により発がん性が明らかとなった物質を対象としていたところであるが、これに加え、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号、以下

「特化則」という。）により、一部の業務について発がん性に着目した健康障害防止措置が義務付けられている物質について、法令により規制の対象とされなかった業務（健康障害のリスクが低い業務を除く。）については、所要の措置を講じる必要があり、がん原性指針の対象としているところである。

これらを踏まえ、今般、がん原性指針全体に関する留意事項を改めて示すこととするので、下記に留意の上、事業者及び関係事業者団体等に対して、がん原性指針の普及を図るとともにその運用に遺漏なきを期されたい。

なお、関係業界団体等に対して別添のとおり周知を図るよう要請を行ったので、念のため申し添える。

おって、本通達をもって別記の通達は廃止する。

### 記

#### 第1 全般的事項

##### 1 がん原性指針の対象物質

日本バイオアッセイ研究センターにおける哺乳動物を用いた長期毒性試験の結果から、哺乳動物にがんを生じさせることが判明した化学物質については、ヒトに対するがん原性は確定していないものの、労働者が当該物質に長期間ばく露した場合にがんを生ずる可能性が否定できないことから、がん原性指針の対象としてきたところである。一方、特化則により、一部の業務について発がん性に着目した健康障害防止措置が義務付けられている物質については、法令により規制の対象とされなかった業務においても所要の措置を講じ

る必要が生じたため、がん原性指針の対象としているところである。

## 2 がん原性指針の対象となる業務等

がん原性指針は、原則として、法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質（以下「対象物質」という。）又はこれらをその重量の1パーセントを超えて含有するもの（以下「対象物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち特化則により発がん性に着目した規制が設けられていないものを対象とするが、がん原性指針に規定する措置のうち3から7までについては、次の点に留意が必要であること。なお、がん原性指針3から7までの適用については、別紙1を参照すること。

### (1) がん原性指針3（対象物質へのばく露を低減するための措置について）関係

対象物質へのばく露を低減するための措置は、特化則や有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号、以下「有機則」という。）に規定する措置と重複しないこととする必要があることから、重複の仕方に応じて対象物質等の製造・取扱業務を次の4つのグループに分け、それぞれについて措置を規定したものである。

ア 対象物質のうち、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号、以下「令」という。）別表第6の2の有機溶剤に該当する1,1,1-トリクロロエタン及びN,N-ジメチルホルムアミド（以下「有機則対象物質」という。）又は対象物質等のうち、有機則対象物質を含有し、かつ、有機則第1条第2号の有機溶剤含有物に該当するもの（以下「有機則対象物質等」という。）に係る有機則第1条第1項第6号に規定する有機溶剤業務

イ 令別表第3に規定する特定化学物質であるパラ-ニトロクロロベンゼン又はこれをその重量の5パーセントを超えて含有するもの（以下「パラ-ニトロクロロベンゼン等」という。）の製造・取扱業務（以下「パラ-ニトロクロロベンゼン製造・取扱業務」という。）

ウ 令別表第3に規定する特定化学物質に該当する対象物質（パラ-ニトロクロロベンゼンを除く。）であって、これを製造し、若しくは取り扱う業務のうち、一定の業務についてのみ特化則が適用されるもの（以下「特化則一部対象物質」という。）又はこれをその重量の1パーセントを超えて含有するもの（以下「特化則一部対象物質等」という。）に係る、当該一定の業務に該当しない業務（以下「エチルベンゼン等特化則適用除外業務」という。）

エ 対象物質等（上記ウの業務の対象となる対象物質等を除く。）の製造・取扱業務のうち、上記ア及びイ以外の業務（これには、有機則対象物質等に係る有機溶剤業務以外の製造・取扱業務及びパラ-ニトロクロロベンゼンを重量の1パーセントを超え5パーセント以下含有するものの製造・取扱業務が含まれる。）

### (2) がん原性指針4（作業環境測定について）関係

作業環境測定、測定結果の評価等に関して、(1)と同様の趣旨から、対象物質等の製造・取扱業務を次の3つのグループに分け、それぞれについて措置を規定したものである。

ア 上記(1)ア及びイの業務

イ 上記(1)ウの業務

ウ 上記(1)エの業務 なお、当該業務のうち、2-アミノ-4クロロフェノール、アントラセン、キノリン及びその塩、1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン、多層カーボンナノチューブ（がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。）並びに1-ブロモブタン又はこれらをその重量の1パーセントを超えて含有するものの製造・取扱業務については、作業環境測定の実施を規定しているが、結果の評価を行うための指標となる値を定めていないため、結果の評価等については規定していない。

(3) がん原性指針5(労働衛生教育について)及び6(労働者の把握について)関係

対象物質等を製造し、又は取り扱う業務のうち、特化則の対象となる業務については、これらの項目の対象から除外したものである。なお、特化則適用業務においても労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第4章に基づく安全衛生教育が必要であることに留意すること。

(4) がん原性指針7(危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について)関係

危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について、法により義務が課せられているかどうかにより対象物質等を次の3つのグループに分けた上で、それぞれについて措置を規定したものである。

なお、「オルト-フェニレンジアミン及びその塩」及び「ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン-水和物」については、塩であるか否かにより異なるグループに分かれるので留意すること。

ア 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付のいずれについても法により義務とされているもの(表示・通知対象物)

表示・通知対象物は、エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキササン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト、N,N-ジメチルホルムアミド、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、パラ-ニトロクロルベンゼン及びメチルイソブチルケトンであること。

イ 譲渡提供時の文書交付は法により義務とされているが、危険有害性等の表示については安衛則第24条の14の規定により努力義務とされているもの(通知対象物)通知対象物は、2,3-エポキシ-1-プロパノール、塩化アリル、オルト-フェニレンジアミン、酢酸ビニル、N,N-ジメチルアセトアミド、ノルマル-ブチル-2,3-エ

ポキシプロピルエーテル、パラ-ジクロルベンゼン、ヒドラジン及びヒドラジン-水和物、ビフェニル並びに2-ブテナールであること。

ウ 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付のいずれについても安衛則第24条の15の規定により努力義務とされているもの(表示・通知努力義務対象物)表示・通知努力義務対象物は、2-アミノ-4-クロロフェノール、アントラセン、オルト-フェニレンジアミンの塩、キノリン及びその塩、1-クロロ-2-ニトロベンゼン、1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン、2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン、4-ターシャリ-ブチルカテコール、多層カーボンナノチューブ(がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。)、パラ-ニトロアニソール、ヒドラジンの塩、1-プロモ-3-クロロプロパン、1-プロモブタン並びにメタクリル酸2,3-エポキシプロピルであること。

また、がん原性指針7で規定している措置には、法又は安衛則の規定に基づく表示、通知等の措置に加え、化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針(平成24年厚生労働省告示第133号)の規定に基づく、労働者(安衛則第24条の14の危険有害化学物質等を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。)に当該物を取り扱わせる場合に事業者が行うべき表示、通知等の措置が含まれること。

## 第2 細部事項

### 1 がん原性指針3(1)関係

有機則が適用される業務にあつては、設備の密閉化、局所排気装置の設置等有機則に定めるべく露低減措置を講ずる必要があるが、これに加えてがん原性指針に定める措置を講ずることによって、有機則対象物質へのばく露を低減させる趣旨であること。これらの措置については、有機則においては特段の規定を設けていないが、有機則対象物質へのばく

露を低減させるために有効とされる措置であり、有機則対象物質がヒトに対するがん原性を示す可能性があることを踏まえ講ずることとしている。

#### (1) がん原性指針3(1)ア関係

労働者の有機則対象物質へのばく露の低減を図るため、事業場における有機則対象物質等の製造又は取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を総合的に勘案し、がん原性指針3(1)アに掲げる項目の中から当該事業場において適切な措置を講ずることとしたものであり、がん原性指針3(1)アに掲げるすべての項目について措置を講ずることを求める趣旨ではないこと。例えば、有機則適用業務であるため既に局所排気装置の設置をしている場合に、更に有機則対象物質へのばく露の低減を図るために、作業方法の改善及び保護具の利用を効果的に行う等の措置を講ずることは、がん原性指針の趣旨に沿うものであること。

なお、「その他必要な措置」には、より有害性の低い代替物質への変更、隔離室での遠隔操作等が含まれること。また(ア)①「使用条件等の変更」には、使用温度の適正化等があること。

#### (2) がん原性指針3(1)イ関係

有機則対象物質を含有する排気、排液等の作業場外への排出に当たっては、事業場の汚染による労働者の健康障害の防止はもちろん、付近一体の汚染の防止に対しても配慮することを示したものであること。

#### (3) がん原性指針3(1)エ関係

設備、装置等の操作、調整及び点検、異常な事態が発生した場合の措置、保護具の使用等についての作業基準を作成し、これを労働者に遵守させることによって、より効果的にばく露の低減化を図ることを目的としたものであること。

### 2 がん原性指針3(2)関係

特化則が適用される業務については、設備の密閉化、局所排気装置の設置等特化則に定めるばく露低減措置を講ずる必要があるが、これに加えてがん原性指針に定める措置を講

ずることによって、パラ-ニトロクロルベンゼンへのばく露を低減させる趣旨であること。これらの措置については、特化則において特段の規定を設けていないが、パラ-ニトロクロルベンゼンへのばく露を低減させるために有効な措置であり、パラ-ニトロクロルベンゼンがヒトに対するがん原性を示す可能性があることを踏まえ講ずることとしている。

#### (1) がん原性指針3(2)ア関係

労働者のパラ-ニトロクロルベンゼンへのばく露の低減を図るため、事業場におけるパラ-ニトロクロルベンゼン等の製造又は取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を総合的に勘案し、がん原性指針3(2)アに掲げる項目の中から当該事業場において適切な措置を講ずることとしたものであり、がん原性指針3(2)アに掲げるすべての項目について措置を講ずることを求める趣旨ではないこと。例えば、特化則適用業務であるため既に局所排気装置の設置をしている場合に、更にパラ-ニトロクロルベンゼンへのばく露の低減を図るため、作業方法を改善し、あるいは作業位置を工夫する等の措置を講ずることは、がん原性指針の趣旨に沿うものであること。

なお、がん原性指針3(2)ア(ア)①「使用条件等の変更」には、パラ-ニトロクロルベンゼン等の湿潤化等があること。

#### (2) がん原性指針3(2)イ関係

上記1(2)と同様の趣旨であること。

#### (3) がん原性指針3(2)エ関係

上記1(3)と同様の趣旨であること。

### 3 がん原性指針3(3)関係

#### (1) がん原性指針3(3)ア関係

労働者の特化則一部対象物質へのばく露の低減を図るため、事業場における特化則一部対象物質等の製造又は取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を総合的に勘案し、がん原性指針3(3)アに掲げる項目の中から当該事業場において適切な措置を講ずることとしたものであり、がん原性指針3(3)アに掲げるすべての項目について措置を講ずることを求める趣旨ではないこ

と。例えば、1日のうち、特化則一部対象物質にばく露する時間が極めて短時間である等の理由によって、設備の密閉化あるいは局所排気装置の設置が必ずしも現実的でない場合においては、作業方法の改善及び保護具の使用を効果的に行い、特化則一部対象物質へのばく露の低減を図る等の措置を講ずることで足りるものであること。

なお、「その他必要な措置」には、より有害性の少ない代替物質への変更、隔離室での遠隔作業等が含まれること。また、がん原性指針3(3)ア(ア)①「使用条件等の変更」には、使用温度の適正化等が、同④「局所排気装置等」には局所排気装置のほか、プッシュプル型換気装置及び全体換気装置が含まれること。

#### (2) がん原性指針3(3)ア(イ)③関係

特化則一部対象物質に対応する保護具は、特化則第43条に規定する呼吸用保護具及び第44条に基づく保護衣等並びに第38条の8の規定により準用する有機則第32条及び第33条に規定する呼吸用保護具等に準じたものとする。

#### (3) がん原性指針3(3)イ(ウ)関係

上記1(2)と同様の趣旨であること。

#### (4) がん原性指針3(3)エ関係

上記1(3)と同様の趣旨であること。

### 4 がん原性指針3(4)関係

#### (1) がん原性指針3(4)ア関係

労働者の対象物質（特化則一部対象物質を除く。以下4において同じ。）へのばく露の低減を図るため、事業場における対象物質の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を総合的に勘案し、がん原性指針3(3)アに掲げる項目の中から当該事業場において適切な措置を講ずることとしたものであり、がん原性指針3(4)アに掲げるすべての項目について措置を講ずることを求める趣旨ではないこと。

#### (2) がん原性指針3(4)ア(イ)③関係

対象物質のうち、2-アミノ-4-クロロフェノール、塩化アリル、オルト-フェニレンジアミン及びその塩、1-クロロ-2-ニトロベ

ンゼン、2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン、N,N-ジメチルアセトアミド、多層カーボンナノチューブ（がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。）、ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル、パラ-ニトロアニソール、1-ブロモ-3-クロロプロパン及び1-ブロモブタンに対応する保護具は別紙2に示したとおりであること。

なお、メタクリル酸2,3-エポキシプロピルに対応する保護具については、改めて示す予定であること。

#### (3) がん原性指針3(4)イ(ウ)関係

上記1(2)と同様の趣旨であること。

#### (4) がん原性指針3(4)エ関係

上記1(3)と同様の趣旨であること。

### 5 がん原性指針4(1)関係

有機則においては有機則対象物質等に係る作業環境測定の結果及びその評価の記録を3年間保存しなければならないこととされており、特化則においてはパラ-ニトロクロルベンゼン等に係る作業環境測定の結果及びその評価の記録を原則として3年間保存しなければならないこととされているが、がん原性指針においてはこれらの物質に係る作業環境測定の結果及びその評価の結果を記録し、これを30年間保存することとした。これは、有機則対象物質及びパラ-ニトロクロルベンゼンのヒトに対するがん原性については現時点では評価が確定してはいないものの、その可能性があることから、がん等の遅発性の健康障害は、そのばく露状況を長期間にわたって把握する必要があることを考慮し、特定化学物質障害予防規則の特別管理物質に係る作業の記録の保存の規定にならったものであること。

また、同様の趣旨から、有機則対象物質及びパラ-ニトロクロルベンゼンについてそのがん原性に着目した作業環境管理を行う必要があることから、がん原性指針の対象となる作業場については、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）第2条の第1管理区分を維持するよう指導すること。

## 6 がん原性指針4(2)関係

上記5と同様の趣旨から、特化則の特別管理物質に係る作業の記録の保存の規定にならって、エチルベンゼン等特化則適用除外業務に係る作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存することとしたこと。また、上記5と同様に、第1管理区分を維持するよう指導すること。

なお、4(2)イの「その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置」には、産業医等が作業環境測定の評価の結果に基づいて必要と認めたとときに行う健康診断、労働者の就業場所の変更等があること。

## 7 がん原性指針4(3)関係

### (1) がん原性指針4(3)ア関係

対象物質（第1の2(1)エの業務の対象となる物質に限る。7において同じ。）を製造し、又は取り扱う業務の作業環境測定については、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）に定める方法に準じ、次のように行うこと。

ア 対象物質の試料の採取方法及び分析方法は、別紙3に掲げるもの又はこれと同等以上の性能を有するものによること。

イ 測定点は、単位作業場所（当該作業場の区域のうち、労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布等の状況等に基づき定められる作業環境測定のための区域をいう。以下同じ。）の床面上に6メートル以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床面上50センチメートル以上150センチメートル以下の位置（設備等があって測定が著しく困難な位置を除く。）とすること。

ただし、単位作業場所における空気中の測定対象物の濃度がほぼ均一であることが明らかなきときは、測定点に係る交点は、当該単位作業場所の床面上に6メートルを超える等間隔で引いた縦の線と横の線との交点とすることができること。

ウ 上記イの規定にかかわらず、上記イの規定により測定点が5に満たないこととなる場合にあっては、測定点は、単位場

所について5以上とすること。

ただし、単位作業場所が著しく狭い場合であって、当該単位作業場所における測定対象物の濃度がほぼ均一であることが明らかな場合は、この限りでないこと。

エ 測定は、作業が定常的に行われている時間に行うこと。

オ 対象物質の蒸気の発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、上記イからエによる測定のほか、当該作業が行われる時間のうち、空気中の測定対象物の濃度が最も高くなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行うこと。

カ 一の測定点における試料空气の採取時間は、10分以上の継続した時間とすること。

### (2) がん原性指針4(3)イ関係

ア 測定結果の評価に当たっては、作業環境評価基準に準じ、単位作業場所ごとに次のように評価を行うこと。

(ア) 上記(1)のイからエによる測定（以下「A測定」という。）のみを行った場合は、評価値を作業環境測定結果を評価するための指標となる値（以下「評価指標」という。対象物質の評価指標は、別紙3に示すとおりとする。）と比較すること。評価値は、次の式により計算するものとする。

$$\log EA = \log M + 1.645\sqrt{(\log 2\sigma + 0.084)}$$

EA、M及び $\sigma$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

EA：評価値

M：A測定の測定値の幾何平均値

$\sigma$ ：A測定の測定値の幾何標準偏差

(イ) A測定及び上記(1)のオによる測定（以下「B測定」という。）を行った場合は、評価値及びB測定の測定値（2以上の測定点において測定を実施した場合はその最大値）を評価指標と比較すること。

(ウ) 測定する機器については、評価指標の10分の1まで精度よく測定できるものを使用すること。

(エ) 測定対象物の濃度が当該測定で採用

した試料採取方法及び分析方法によって求められる定量下限の値に満たない単位作業場所にあつては、当該定量下限の値を当該測定点における測定値とみなすこと。

(オ) 測定値が評価指標の10分の1に満たない場合には、評価指標の10分の1を当該測定点における測定値とみなすことができること。

イ 対象物質については、人に対するがん原性については現時点では評価が確定していないものの、その可能性があることに着目した作業環境管理を行う必要があること。

このため、別紙3に示すACGIHのTLV-TWA及び日本産業衛生学会の許容濃度を常に下回ることとなるよう管理を維持するよう努めること。

なお、「その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置」は、上記6と同様の趣旨であること。

### (3) がん原性指針4(3)ウ関係

上記5と同様の趣旨から、特化則の特別管理物質に係る作業の記録の保存の規定にならって、作業環境測定の結果の記録を30年間保存するものとしたこと。

## 8 がん原性指針5関係

本教育は作業の変更がない限り繰り返し行う必要はないこと。

有機則対象物質に関し、有機則適用業務にあつては、昭和59年6月29日付け基発第337号「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育の推進について」により法第59条第3項に規定する特別教育に準じた教育を行うこととされているが、有機則対象物質の有害性にかんがみ、がん原性指針の適用となる有機則適用業務以外の業務に従事する労働者に対しても、適切な教育を行うことが必要であることを考慮したものであること。なお、また、有機則適用業務において既に上記通達による教育を実施している場合は、重ねてがん原性指針による教育を実施する必要はないこと。

## 9 がん原性指針6関係

労働者の氏名等の記録を30年間保存することとしたのは、5と同様の趣旨であること。

## 10 がん原性指針対象各物質に係る留意事項

### (1) エチルベンゼン

エチルベンゼンについては、ガソリン等の燃料油にも含有されているが、リスク評価の結果、給油等の業務はばく露リスクが低いとされたことから、「ガソリンスタンド等における取扱業務」については、がん原性指針に基づく措置の対象業務には含まれないこと。ただし、エチルベンゼンに係る危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付は、法により義務とされていることから、当該業務においても、2(4)アに示すがん原性指針7(1)に規定する措置を講じなければならないこと。

### (2) 酢酸ビニル

がん原性指針における酢酸ビニルは、いわゆる酢酸ビニルモノマーの意であり、酢酸ビニル樹脂等酢酸ビニルを重合させたものは、酢酸ビニルには該当しないこと。しかしながら、これら重合物についても、酢酸ビニルの含有量がその重量の1パーセントを超えるものはがん原性指針の対象となることに留意すること。

### (3) 1,4-ジオキサン

1,4-ジオキサンは皮膚浸透性が強く、直接接触した場合に皮膚を通して体内に吸収されること、また、眼、粘膜、皮膚等に付着した場合も刺激性を有することが知られているので、これらの点についても配慮が必要であること。また、水への溶解性が高く、一度混合すると水と分離しにくい性質があり、1,4-ジオキサンを含む廃水の処理及び1,4-ジオキサンの混和した水の取扱い等の際にも1,4-ジオキサンにばく露するおそれがあること。

さらに、機械部品の洗浄等に広く使用されている第2種有機溶剤の1,1,1-トリクロルエタンには、数パーセント程度の1,4-ジオキサンが安定剤として添加されていることが多いので、1,1,1-トリクロルエタンを使

用する事業者に対しても1,4-ジオキサンの存在の有無及びその含有率をチェックし、適切な管理を行うよう指導すること。

(4) N,N-ジメチルアセトアミド

N,N-ジメチルアセトアミドは経皮吸収による健康障害が懸念される物質であるため、これを考慮して不浸透性の保護衣の使用等の対策を講じることが望ましいこと。

(5) 多層カーボンナノチューブ（がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。）

がん原性指針対象となる多層カーボンナノチューブは、平成28年3月31日付け基発0331第25号「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について」において示したとおり、哺乳動物を用いた長期毒性試験で発がん性が確認された、株式会社物産ナノテク研究所、ナノカーボンテクノロジー株式会社又は保土谷化学工業株式会社が製造した、MWNT-7（ナノサイズ（直径で概ね100nm以下）のものに限る。以下同じ。）及びNT-7K（以下「MWNT-7等」という。）であり、MWNT-7等及びこれらを1%を超えて含有する物（以下「MWNT-7等含有物等」という。）については、がん原性指針に基づく措置が必要となるが、MWNT-7等をナノサイズ（直径で概ね100nm以下）を超える粒径に造粒したものの又はMWNT-7等が樹脂等の固体に練り込まれている状態のもの等を取り扱う場合であって、労働者がMWNT-7等にばく露するおそれがないときは、がん原性指針に基づく措置は要しないこと。ただし、これらを粉砕する等により、労働者にMWNT-7等へのばく露のおそれがある業務については、がん原性指針に基づく措置が必要となること。

なお、MWNT-7等は、炭素製品又は炭素原料の一種であることから、MWNT-7等を製造し、又は取り扱う業務のうち一部の業務については、粉じん障害防止規則（昭和

54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）別表第1に規定する「粉じん作業」及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号。以下「じん肺則」という。）別表に規定する「粉じん作業」に該当するため、粉じん則及びじん肺則に定められた措置が必要になること。さらに、「ナノマテリアルに対するばく露防止のための予防的対応について（平成21年3月31日付け基発第0331013号）」に示すところの、ばく露防止対策等（外部への汚染防止や、爆発火災防止対策を含む。）にも引き続き留意すること。

### 第3 物理化学的性質に関する参考資料

対象物質に関する物理化学的性質に関する情報については、4-ターシャリ-ブチルカテコール及び多層カーボンナノチューブ（がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。）を除き、厚生労働省ウェブサイト「職場のあんぜんサイト」（編注：<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>）のGHS対応モデルラベル・モデルSDS情報を参照されたい。

なお、4-ターシャリ-ブチルカテコール及び多層カーボンナノチューブ（がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。）については、製造事業者等が作成したSDS等により確認すること。

### 第4 その他

国が実施した哺乳動物を用いた長期毒性試験の結果については、「職場のあんぜんサイト」のがん原性試験結果に掲載しているのので、参照されたい。

※以下、厚生労働省ホームページ参照

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T160406K0030.pdf>

#### 別記

別紙1 がん原性指針と有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則との関係

別紙2 呼吸用保護具



別紙3 作業環境測定の方法及び測定結果の評価の指標（評価指標）

別添 平成28年3月31日基発0331第27号

#### 《関連》

- 「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する

指針」の周知について（平成28年3月31日基発0331第24号）

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T160406K0020.pdf>

（このアドレスは新着情報のため、一定期間経過すると見ることができなくなります。その場合は「法令等データベースサービス」で検索してください。）

## ○ 労働安全衛生規則の一部を改正する省令

（平成28年3月31日厚生労働省令第59号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第一項中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 次に掲げる者（イ及びロにあつては、事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。）以外の者のうちから選任すること。

イ 事業者が法人の場合にあつては当該法人の代表者

ロ 事業者が法人でない場合にあつては事業を営む個人

ハ 事業場においてその事業の実施を統括管理する者

第45条第1項中「第13条第1項第2号」を「第13条第1項第3号」に改める。

#### 附 則

この省令は、平成29年4月1日から施行する。

※新旧対照表は、厚生労働省ホームページ参照  
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H160331K0031.pdf>

（このアドレスは新着情報のため、一定期間経過すると見ることができなくなります。その場合は「法令等データベースサービス」で検索してください。）

## ○ 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表します ～4月から12月に対象とした8,530事業場の半数を超える4,790事業場で違法な時間外労働を摘発～

（平成28年4月1日）

厚生労働省は、このたび、平成27年4月から12月までに8,530事業場に対して実施した、長時間労働が疑われる事業場に対する労働基準監督署による監督指導の実施結果を取りまとめたので、公表する。

この監督指導は、1か月当たり100時間を超える残業が行われた疑いのある事業場や、長時間労働による過労死などに関する労災請求があっ

た事業場を対象としている。

この結果、平成27年4月から12月に監督指導を行った8,530事業場のうち、半数を超える4,790事業場で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行った。なお、このうち実際に月100時間を超える残業が認められた事業場は、2,860事業場（59.7%）あった。

厚生労働省では今後も、月100時間を超える残

業が疑われる事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、過重労働の解消に向けた取組を積極的に行っていく。

### 【平成27年4月から12月までに実施した監督指導結果のポイント（詳細別紙）】

- 1 監督指導の実施事業場：8,530事業場  
このうち、6,501事業場（全体の76.2%）で労働基準法などの法令違反あり。
- 2 主な違反内容 [1のうち、下記(1)から(3)の法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
  - (1) 違法な時間外労働があったもの：4,790事業場（56.2%）  
うち、時間外労働<sup>\*1</sup>の実績が最も長い労働者の時間数が
    - 1か月当たり100時間を超えるもの  
：2,860事業場（59.7%）
    - 1か月当たり150時間を超えるもの  
：595事業場（12.4%）
    - 1か月当たり200時間を超えるもの  
：120事業場（2.5%）
    - 1か月当たり250時間を超えるもの  
：27事業場（0.6%）
  - (2) 賃金不払残業があったもの  
：813事業場（9.5%）  
うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が1か月当たり100時間を超えるもの  
：362事業場（44.5%）
  - (3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：1,272事業場（14.9%）
- 3 主な健康障害防止に関する指導の状況 [1のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
  - (1) 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの  
：6,971事業場（81.7%）  
うち、時間外労働を月80時間<sup>\*2</sup>以内に削減するよう指導したもの  
：5,167事業場（74.1%）
  - (2) 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：1,558事業場（18.3%）

うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が1か月当たり100時間を超えるもの  
：477事業場（30.6%）

- ※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。
- ※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

以下、厚生労働省ホームページ参照  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000115620.html>

別添 監督指導事例

別紙 平成27年4月から12月までに実施した監督指導結果

参考資料1 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準

参考資料2 過重労働による健康障害防止のための総合対策

参考資料3 賃金不払残業総合対策要綱

参考資料4 賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針

参考資料5 労働条件相談ほっとライン

参考資料6 労働基準監督官の主な仕事

※ すでに公表している監督指導事例に関する報道発表資料は、以下のURL参照。

■「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表します」～4月から6月に対象とした2,362事業場の約6割（1,479事業場）で違法な時間外労働を摘発～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000098487.html>（平成27年9月29日公表）

■「平成27年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表」～重点監督を実施した事業場の約半数にあたる2,311事業場で違法な残業を摘発～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000113029.html>（平成28年2月23日公表）